

近世内川新田の譲渡過程 2

—新三郎, 新四郎の場合

山 内 和 子*

On the Process of the Land-transfer of Uchikawa-shinden,
in the Latter 18th Century 2.

—The Case of Shinzaburo and Shinshiro—

Kazuko YAMAUCHI*

(With 1 Table)

新四郎組より与兵工組への過程

安永7年(1775)6月に新四郎, 新三郎はその持分の田畑を5町1反6畝3歩ずつ東浦賀の与右エ門へ譲り渡したことは先に述べたところである。

新四郎は同年12月にも中畑3反26歩, 屋敷地7畝を30両で宮原屋与右エ門へ渡すことになった。続いて, 天明元年(1781)に高126石6斗2升9合5勺(その内訳は田14町8畝4歩半, 畑3町2反9畝20歩)を年貢に差詰りとの理由で地代金225両で江戸飯田町庭吉へ譲渡している。これらの譲渡を認められたにもかかわらず, 決定的に田畑を手放さなければならなくなったのである。

その間の事情については次の史料により知ることができるので全文をあげてみよう。

譲 渡 申 田 畑 之 事

古新田共	相模国三浦郡
一高式百九拾六石七斗式升式合	内川新田
此反別 三拾八町七反七畝拾式歩	
外	
高外	子御改
田 九反三畝十式歩	見取
田畑合反別 三拾九町七反廿四歩	
内田 九反三畝十式歩	但高外見取場
内	合反別入候
田反別 五町壹反六畝三歩	
是者三浦郡東浦賀宮原屋与右衛門方江相渡候歩	
残田畑 三拾四町五反四畝廿一步	
此譲渡代金八百七拾兩也	

右者相模国三浦郡内川新田ニ而我等所持之田畑内反別五町壹反六畝三歩去ル戊年東浦賀宮原屋与右衛門方江永々譲渡残田畑三拾四町五反四畝廿一步有之候処年々凶作相続不如意ニ相成御年貢諸役等相勤兼候ニ付貴殿内縁も有之儀ニ付諸親類相談之上此度御水帳并御絵図面之通田畑居屋敷砂間松原生立候竹木共不残譲渡右為代金八百七拾兩只今請取之古新田御水帳御絵図面とも親類立会

* 横須賀市立桜台中学校 Yokosuka Municipal Middle School.

第1表 年 貢 割 付 表

年 月	高	反 別	内 訳				子年見取場		反 別	内 訳				外		松原銭	砂間銭	伝馬宿 入 用	六 尺 給 米	藏 米 入 用	皆 濟 月		代 官	備 考	
			田	畑	米	永	新 田	田		畑	米	永	子改見取 田	此取永	米						永	月 日			
明和元	石斗升 271 1 1	町反七歩 33 9 8 15	町反七歩 25 8 22	町反七歩 8 1 7 23	石斗升合 35 2 4 5	貫 文分 8 436 3	石斗升合 25 6 1 2	町反七歩 4 7 8 27	町反七歩 3 7 24	町 七歩 1 8 3	石斗升 2 8 5	文歩 348 6	反七歩 9 3 12	文歩 65 4	文歩 137 6	文歩 308	斗升合 1 7 8	斗升合 5 9 4	文 742	石斗升合 38 8 6 7	貫 文歩 10 37 9	月 日 12 10	伊 半 左		
2	271 1 1	33 9 8 15	25 8 22	8 1 7 23	35 2 4 5	8 436 3	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3	2 8 5	348 6	9 3 12	65 4	137 6	308	1 7 8	5 9 4	742	38 8 1 7	10 37 9	12 10	"		
3	271 1 1	33 9 8 15	25 8 22	8 1 7 23		8 436 3	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3		348 6	9 3 12	65 4	137 6	308	4 4	1 4 7	184	1 9 1	9 479 9	12 20	備 前 十		
4	271 1 1	33 9 8 15	25 8 22	8 1 7 23	35 2 4 5	8 436 3	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3	2 8 5	348 6	9 3 12	65 4	137 6	308	1 7 8	5 9 4	742	38 8 6 7	10 37 9	12 20	"		
5	271 1 1	33 9 8 15	23 6 3 10	10 3 5 5	35 2 6 8	8 653 7	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3	2 8 5	348 6	9 3 12	65 4	137 6	308	1 7 8	5 9 3	741 8	38 8 8 9	10 255 1	12 10	池 田 喜 八 郎	定免切替増	
6	271 1 1	33 9 8 15	23 6 3 10	10 3 5 5	35 2 6 8	8 784 1	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3	2 8 5	348 6	9 3 12	65 4	137 6	308	1 7 8	5 9 3	741 8	38 8 8 9	10 385 5	12 10	久保田十左エ門	去子起返反取吟味増	
7	271 1 1	33 9 8 15	23 2 9 10	10 6 9 5	1 9 4	8 810 1	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3	3 4	348 6	9 3 12	65 4	137 6	308	5	1 6 7	208 7	2 1 5 5	9 889 4	12 10	"	当寅破免減	
8	271 1 1	33 9 8 15	23 1 4 10	10 8 4 5	35 2 6 8	8 833 1	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3	2 8 1 6	348 6	9 3 12	65 4	137 6	308	1 7 9	5 9 3	741 8	38 8 9	10 434 5	12 10	"	去寅破免立戻増 当卯起返増	
安永元																									
2	271 1 1	33 9 8 15	23 1 4 10	10 8 4 5	35 2 9 3	8 833 1	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3	2 8 5 5	348 6	9 3 12	65 4	137 6	308	1 7 9	5 9 3	741 8	38 9 2	10 434 5	12 10	"	定免切替増	
3	271 1 1	33 9 8 15	23 1 4 10	10 8 4 5	24 3 9	8 833 1	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3	1 7 7 2	348 6	9 3 12	65 4	137 6	308	9 9	3 3	412 4	26 5 9 1	10 105 1	12 10	"	去巳=減	
4	271 1 1	33 9 8 15	23 1 4 10	10 8 4 5	35 2 9 3	8 833 1	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3	2 8 5 5	348 6	9 3 12	65 4	137 6	308	1 7 8	5 9 3	741 8	38 9 2 8	10 434 5	12 10	"	去午免立戻	
5																									
6	271 1 1	33 9 8 15	23 1 4 10	10 8 4 5	35 2 9 3	8 833 1	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3	2 8 5 5	348 6	9 3 12	65 4	137 6	308	1 7 8	5 9 3	741 8	38 9 1 9	10 434 5	12 10	江川太郎左エ門		
7	271 1 1	33 9 8 15	23 1 4 10	10 8 4 5	35 2 9 3	8 833 1	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3	2 8 5 9	348 6	9 3 12	65 4	137 6	308	1 7 8	5 9 3	741 8	38 9 2 3	10 434 5	12 10	"	去酉増	
8																									
9	271 1 1	33 9 8 15	23 1 4 10	10 8 4 5	8 4 4 2	8 833 1	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3	6 3 3	348 6	9 3 12	65 4	137 6	308	1 7 8	5 9 3	741 8	9 8 6 6	10 434 5	12 10	"	去亥減	
天明元																									
2																									
3	271 1 1	33 9 8 15	23 1 4 10	10 8 4 5	7 7 6	7 233 1	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3	1 5 7	283 2	9 3 12	65 4	137 6	308	7	2 3 4	292 4	7 5 3 7	8 319 7	12 10	"	定免切替増	
4	271 1 1	33 9 8 15	23 1 4 10	10 8 4 5	35 3 1 7	8 833 1	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3	2 8 5 9	348 6	9 3 12	65 4	137 6	308	1 7 8	5 9 3	741 8	38 9 4 7	10 434 5	12 10	"	破免立戻卯増	
5																									
6	271 1 1	33 9 8 15	23 1 4 10	10 8 4 5		7 264 9	25 6 1 2	4 7 8 27	3 7 24	1 8 3		283 2	9 3 12	65 4	137 6	308	4 4	1 4 7	183 7	1 9 1	8 242 8	12 10	"	田方五分以上損毛免除	

之上永々譲渡申所実正御座候右田畑ニ付親類者勿論外々差障候者一切無之候万一相障候者有之候ハ、我等何方迄茂罷出致申訳急度埒明貴殿江少茂御世話懸申間敷候然上者当巳年々小作物成米不残貴殿江御請取御年貢諸役等貴殿方ニ而御勤永々御所持可被成候仍而連印証文如件

天明五年巳十月

相模国三浦郡内川新田

地主 新四郎 ㊦
 同人親 砂村道一 ㊦
 親類惣代 空玉 ㊦
 同村
 名主 新三郎 ㊦

井田権右衛門殿

新四郎は内川新田の新四郎組全てを内縁関係のある井田権右エ門に 870 両で譲り渡したのである。ここでも言われているように年々凶作で年貢が納められないことは年貢割付で実情を明和元年から天明 5 年までの 23 年間を通して見たのが第 1 表である。年貢割付によると 5 ヶ年定免であるが不作の年には検見取である。しかしこの表でもわかるように検見取の措置がなされてもことに米納に関してである。小物成である松原銭や砂間銭は一定額を上納しなければならぬからお金拝借をして一時を切り抜けようとするわけである。新四郎の場合も累積していくほうが多く、田畑を手離す結果になっている。

井田権右エ門に 870 両で譲り渡した中には天明元年に江戸飯田町万屋伊之助弟庭吉へ売渡した分も入っていた。それでは二重売買になるところから取り戻すことになった。次の史料がそれである。

一札之事

一貴殿所持之田畑先年江戸飯田町万屋伊之助方江御売渡ニ被成候右田畑之儀拙者預り置相賄来候之所此度貴殿身上凶作打続御相続相成兼候ニ付福田権右衛門殿御せ己を以戈次郎殿相続之積り御取斗被成候得共大借用分御取斗六ツケ敷同家之儀ニ付私江御相談有之右万屋伊之助田畑金百両ニ而相扱取返シ呉候様御頼候付此度江戸表江罷出相談ニ及候所何分不承知之旨申聞候得共同家相続手段ニ付厚ク相頼漸々承知仕候ニ付金百両(預)成慥ニ請取申候万屋御渡置之諸書付金と引替御返し可申候所遠路之儀ニ付追而取返シ御渡し可申候此□万屋田畑(預)少茂構無御座得者御勝手ニ御取斗可被成候為後日一札依(預)件

天明五巳年十一月

砂村新三郎

砂村新四郎殿

畑代右衛門殿

天明元年に新四郎から庭吉へ 225 両で渡した 126 石余の田畑を相続のためとの理由で取り戻しの交渉がなされた。預かり管理していたところから新三郎が交渉にあたり 100 両で解決をした報告である。そして井田権右エ門へ譲られたものである。しかし年を経ずして天明 7 年には宮原屋へ権右エ門が譲り受けたと同額の 870 両で譲られることになった。

次の添証文により知ることができる。

添証文之事

一三浦郡内川新田先地主新四郎儀近年凶作打続至而不如意ニ相成家督相続相成兼候ニ付我等方江去ル巳年々内川新田田畑一件并居屋敷砂間松原生立候竹木共永々譲請申候処 去午年近年無之凶作他借金等多相成御年貢諸役等相勤兼候ニ付此度金八百七拾両ニ而先地主新四郎方々譲請候証文之通永々譲渡右為地代金八百七拾両只今請取之古新田御水帳御絵図面共親類立会之上永々譲渡申所実正ニ御座候右田畑ニ付親類者勿論外々差障候者一切無之候万一相障候者有之候ハ、我等何方迄茂罷出致申訳急度埒明貴殿江少茂御世話懸申間敷候然上者当末年々小物成米不残貴殿江御請

取御年貢諸役等貴殿ニ而御勤永々御所持可被成候且亦家名之儀者地主権右衛門名前ニ而家名相建被成度段被相頼承知分先地主新四郎方々讓請被成候本証文共讓渡相違無之候仍而連印証之如件

天明七年未正月

相模国三浦郡内川新田

地 主 井 田 権右衛門 ㊦

親類惣代 福 田 権左衛門 ㊦

宮原屋与右衛門 殿

新四郎と同様、凶作と借金のため年貢諸役が勤められなくなったため宮原屋へ譲り渡すことになった。田畑証文を870両で譲り渡すことになったが、久比里太郎兵衛の借入金34両と94両とも合せると千両という金高による。そこで宮原屋と井田権右衛門が500両ずつ出し「兩人所持」の田畑とした。その絵図面、水帳は宮原屋が保管していたことを知るのである。新四郎の地主の地位は与右衛門と井田権右衛門に渡り、次の覚書等が示すように一借主となってしまっている。

覚

一元金五拾兩貳分

内川新田

新 四 郎

与兵衛納

一金壹兩壹分 永拾二文五分 未年貳ヶ月ノ分 利金

右者藤沢宿扶助御貸付拝借之金返納ニ付書面之通請取之拝借証文相返候以上

天明七年未十二年廿九日

江川太郎左衛門手代

煩 柏木直左衛門

小 森 千 左 衛 門 ㊦

及 川 東 藏 ㊦

右 納 人 中

永代讓渡居屋敷地之事

一屋敷壹反五畝六歩

尤居廻り畑共ニ

右者我等所持内川新田之内書面之屋敷地此度代金五拾兩^印ニ永代讓渡申出実正也御年貢之儀自今貴殿ノ御出可被成候右屋敷地ニ付御公辺者勿論諸親類其外共少茂申分無御座候地代金受取相渡候上者已後貴殿御勝手ニ可被成候為後日一札仍而如件

天明七未年四月

借 り 主 砂 村 道 一 ㊦

親類証文 畑 代 右 衛 門 ㊦

宮 井 与 兵 衛 殿

前者は藤沢宿の扶助の借金を返済した証文である。与兵エが新四郎にかわって返済している。後者は新四郎の親である道一も親類の畑氏の証人で一介の借主となってしまったことを物語る文書である。なおこの中で砂村家と畑家が親類であることが知られる。この関係は後に述べることにする。

宮原屋と井田権右エ門との関係も続かず一方の権右エ門の方から所持しきれなくなり持分を譲ることになった。

讓渡申田畑証文之事

相模国三浦郡

一田畑三拾四町五反四畝廿老歩

内川新田

内

田畑拾七町貳反七畝老歩半

右者天明七年未正月中貴殿江讓渡申候

残田畑拾七町貳反七畝老歩半 我等相立ニ而所持

合如高但古証文石高之通

右者半株我等他借金を以未年ノ酉年迄三ヶ年貴殿与相主株ニ仕年ノ小作取立米諸勘定共ニ酉年迄双方無申分相済申候然処我等半株前文之通他借金を以相続仕候処段ノ他借金高相増此上相続致兼候ニ付此度貴殿江達而相頼永ニ譲渡格別ニ了簡を以右半株為地代金八百七拾兩只今親類立合體請取申処相違無御座候然上者以来御水帳御絵図面之通古新田并享保子年開新田畑砂間竹木ニ至迄一件不残貴殿永ニ御所持被成御年貢諸役等御勤可被成候右我等半株親類相談之上譲渡申処相違無御座候為後日譲証文仍而如件

寛政二年戊五月

相模国三浦郡内川新田

地主 井田 権右衛門

親類惣代証代

福田 権左衛門

与頭 作右衛門

同断 八左衛門

同断 次郎兵衛

宮井 与兵衛 殿

寛政二年(1790)で与兵エへ全面的に譲り渡された。内川新田の新四郎組は与兵エに名実ともに譲り渡たされたわけである。

新田譲渡の出入

寛政2年全面的に宮原屋の所有するところとなり、与兵エ組としての地盤が確立された。しかし、譲渡過程において利害関係が生じているのである。これは2件あるが、その一つは新三郎組の譲渡過程のところであげた新四郎から井田権右エ門へ譲渡の時の事後処理である。もう一つは与兵エ組の相続者が変わる時に持ち上った一件である。

前者は新四郎が天明5年江戸飯田町の庭吉へ譲り渡した田畑に関して新三郎が中に入って解決したはずであった。そのことは寛政6年にも新三郎より新四郎、道一あてに内済文書がでている。しかし庭吉は新三郎との間では一年間60俵の作徳米(小作米)を送ることで預けていたという。天明5年から寛政9年まで13年分808俵が滞っているとのことから訴訟問題に発展したのである。このことは新三郎父子の欠落という事態で寛政11年には70兩を庭吉が請取ることによって解決を見たものである。

後者は注目すべき訴訟で文化13年に持上っている。与右エ門の覚書を次にあげてみよう。

相州三浦郡東浦賀

与右衛門

右之者先祖与右衛門已来從紀州出稼店差出米干鰯等致商売罷在候所同国同郡内川新田開発人新左エ門与申者末孫新四郎至身上不如意ニ付御年貢上納難勤旨を以同人親類権右エ門与申者へ所持之田畑譲渡候所右之権右エ門儀も不如意ニ相成是又御年貢上納ニ差支達而相頼候ニ付右之田畑三拾四町五反四畝歩余祖父与右エ門方江兩度ニ讓受所持仕百姓稼致祖父并父与右エ門共引続与兵衛と改名内川村ニ罷在候所父与兵衛儀も去子十二月中病死仕後家ひさ儀女子兩人を養育仕与兵衛之名跡相続致度辛勞仕罷在候内前書開発人新左衛門末孫ニ而浦賀御奉行附与力江養子ニ相成居候畑小野右エ門殿儀隠居之上近頃迄浦賀ニ而手習師匠致居候所江戸表へ罷出牛込弘方町佐五兵衛店ノ小野を斧と文字を替与右エ門を相手取永田備後守様へ奉御訴訟十二月二日御差日之御尊判頂戴相付奉恐入候祖父与兵衛ノ亡父与兵衛迄三拾余年来右之田畑所持仕御年貢奉上納候尤開発人之末孫

元持主新四郎其親道一村役人連印之元証文并親類権右エ門の添証文取之置候且又右斧右エ門儀ハ末孫とは乍申他家へ養子ニ相成候身分ニ乍在之開発人之名跡断絶仕候段相歎候様子目安ニ相認有之候得共前書田畑取戻一件度々罷越迷惑仕候間取扱人□入斧右エ門内実之所承候所式百金合力致貫度旨申之□大金之儀ニ付申断候義ニ御座候然所當時右田畑会津様御領分ニ相成候ニ付譲戻致度段右御屋敷江願出候ニ付与右衛門方御取調御座候所慥成証文面ニ付其段被仰渡候儀を取隠此度江戸表へ罷出町人と罷成御奉行所様へ奉訴訟候段奉恐入候前書奉申上候通祖父の亡父引続与兵衛と改名百姓と相成苦勞仕候□意も相立右之名跡相続ニ相成様偏御慈悲奉願上候 丑十一月

これは与右エ門が田畑譲渡の事情を書いている。丑十一月は文化 14 年であるから、訴訟が持ち上がった翌年である。

ここでは斧右衛門が訴人で自分たちの先祖の地である内川新田を取り戻し、家名を再興しようとするものである。斧右衛門は浦賀奉行所の与力畑斧三郎の親で「小野右衛門」とも書いている。新三郎が天明 5 年庭吉から内川新田を取り戻した時、新四郎の親戚として畑代右衛門が名をつらねていたことでも知れるように、砂村家から浦賀奉行所の与力として斧三郎が出てくることは砂村家系に重大な事実を明らかにしたことになり注目したい。畑斧三郎が文政 5 年の「東浦賀正鑑秘録」の中に「古来よりの与力」であると秋元三郎左衛門により書かれている。

この出入においては一方は与力としての子を持った畑小野右エ門が家名再興を願い 20 余年前に先祖が譲り渡した田畑を取り戻そうとした事実である。相手に取られた与右エ門との関係を考える時、宮原屋が守り続けた 20 余年の新田を相手が与力の親でもあるところから一夜にして取り戻されるような様子だったと見え宮原屋では手代の善蔵がこの一件に掛り切りになっていた。主人へ当たった仔細な書翰類からは並々ならない苦勞が物語られている。譲渡の時、証人となっていた福田権左エ門も大貫次右エ門の手代となった息子の直右エ門の代になり、引合に出されて争論したものの 40 両を小野右エ門が与右エ門から受け取ることで内済に終わったのである。文化 15 年 (1818) に 3 年越で解決したわけである。

宮原屋がこの一件に掛けた費用は多額に上っている。文化 15 年 5 月「内川新田一件入用扣」という善蔵が控えた文化 14 年 11 月～文化 15 年 3 月までの入用帳面によると主人から持出した 140 両 2 分ト 12 匁 3 分 5 厘のうち 130 両ト 11 匁 8 厘が使われたのである。これは内済にかかったものの 3 倍であり、いかに新田を守ったかを知ることができるのである。

これら二件の出入はいずれも新田の譲渡が切掛けをなしており、共に商業資本を持っていた宮原屋へ渡っていった過程でもある。

ま と め

安永 7 年に新四郎から与右エ門へ譲られた内川新田はその原因がお金拝借、飢きん等によるとしても、浦賀港の間屋宮原屋へ渡り管理されてきたわけである。そして取り戻しという圧力に対しては金にまかせても依怙地な程に所有権を維持している。

新三郎、新四郎とも所有する新田が善六と与兵衛にそれぞれ受け継がれていたことは知られていた。その過程については今まで史料もなく、不明であったがここに全様を知ることができたのである。史料のうち特に新四郎組つまり与兵衛組に関する史料が宮原屋へ引継がれたことにより多く残ったのである。そして宮原屋の管理を受けて新田はその経営状態を外に漏れることなく守られ、続いたのである。単に新三郎、新四郎から善六、与兵衛組へ引き継がれたのではなく、お金拝借飢きん等により譲渡を余儀無くされたことを知ったわけである。

東浦賀の間屋宮原屋との関係をここに見出したことは新田と商業資本との結びつきについての課題を残しているもので大いに注目すべき点であるといえよう。